

◎新潟県告示第1320号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塩谷(1)地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩谷(2)地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩谷(3)地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩谷(4)地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
十二沢川地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	土石流
塩谷地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	土石流
十二平地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	地すべり
塩谷(2)地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
元小木西地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫谷(1)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫谷(2)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫谷(3)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元小木(1)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元小木(2)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元小木(3)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元小木(4)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫谷川地区	佐渡市小木	次の図のとおり	土石流

小木大浦地区	佐渡市小木大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大浦川地区	佐渡市小木大浦	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）